

健生食輸発0107第2号
令和8年1月7日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(スリランカ産カカオ豆、台湾産落花生、タンザニア産ごまの種子、中国産ひまわり
の種子、トルコ産ヘーゼルナッツ及びマリ産ごまの種子のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号（最終改正：令和7年
12月25日付け健生食輸発1225第2号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき
実施しているところである。

今般、スリランカ産カカオ豆及びその加工品、台湾産落花生及びその加工品、タンザニア
産ごまの種子、中国産ひまわりの種子及びその加工品、トルコ産ヘーゼルナッツ並び
にマリ産ごまの種子のアフラトキシンについて検査命令を解除したことから、令和7年
度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御
了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。

記

別表第2への追加

- ・スリランカ産カカオ豆及びその加工品（カカオ豆のみを原料とするものに限る。）
のアフラトキシン
- ・台湾産落花生及びその加工品（落花生を10%以上含有するものに限る。）のアフラ
トキシン
- ・タンザニア産ごまの種子のアフラトキシン
- ・中国産ひまわりの種子及びその加工品（ひまわりの種子を30%以上含有するものに
限る。）のアフラトキシン
- ・トルコ産ヘーゼルナッツのアフラトキシン
- ・マリ産ごまの種子のアフラトキシン